

平成 27 年 4 月 7 日

財務大臣 麻 生 太 郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

森 田 朗

答 申 書

平成 27 年 4 月 7 日付財関第 316 号をもって諮問の  
あった不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を  
下記のとおり答申する。

記

関税定率法第 8 条第 1 項の規定に基づき中華人民  
共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエ  
ンジイソシアナートに対して不当廉売関税を課する  
ことについては、諮問どおりに行うことが適当であると認める。